

大阪府住生活審議会耐震改修促進計画推進部会運営要領

第1 趣 旨

大阪府住生活審議会規則（昭和**48**年大阪府規則第**66**号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成**7**年法律第**123**号）第5条第1項の規定による「大阪府耐震改修促進計画」の策定及びその推進についての調査審議を行うため、大阪府住生活審議会に耐震改修促進計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 組 織

(1) 部会は、規則第6条第2項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）で組織する。

① 規則第2条第2項に規定する委員 1人程度

② 規則第3条第2項に規定する専門委員 5人程度

(2) 部会に部会長を置く。部会長は、規則第6条第3項の規定により会長が指名する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第3 会 議

(1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(2) 部会は、これに属する委員等の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(3) 部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(4) 部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。

(5) 部会の決議は、規則第6条第5項に定めるところにより、審議会の決議とする。

第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和3年3月**17**日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年**11**月1日から施行する。